

知的障害のある人に係わる社会福祉専門職の研究 —施設職員の専門性に関する先行研究を通して—

田 中 清

新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科

The Research of Welfare Professions for People with Intellectual Disabilities
-Through Preceding Studies on Specialty of Staffs in the Institution-

Kiyoshi Tanaka

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

キーワード

知的障害、社会福祉専門職、施設職員、専門性、先行研究

Key words

intellectual disabilities, welfare professions, staffs in the institution, specialty, preceding studies

I はじめに

わが国の知的障害者福祉において、障害者自立支援法の施行にともないさまざまな問題を含みながらも、従来の入所型施設サービス中心の支援から地域移行や地域生活支援が促進されてきている。さらに、障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」の方向性が打ち出され、多くの問題や課題を積み残したまま制度改革が進もうとしている。しかし、いかに施策や制度が変わろうとも、現実問題として、未だ多くの知的障害のある人々の暮らしや生活そして人生が施設において展開され、当事者本人の状態、社会資源の未整備や家族及び周囲の状況等の環境要因により地域移行が進まないなどの実態も見られる。また、実際の地域生活支援において関係する職員の配置状況及び資質等の問題、地域社会との交流や相互理解が進まないといった状況も存在している。さらに、未だに知的障害のある人に対する経済的搾取や貧困問題を背景にした餓死事件、施設職員からの虐待など多くの深

刻な人権侵害の問題も起こっている。

このような状況の中で、制度上の課題もさることながら、知的障害のある人の暮らしや生活そして人生を自ら創りあげていく上で、物事を認識する力や判断する力に困難性を抱え、社会適応していく上で課題があるといわれている知的障害の特性を考え合わせると、彼らの支援に係わる「人」、とりわけ施設職員が専門職として、いかに当事者や関係者と関わり、それらを取り巻く環境に働きかけられるかが重要な要素となる。そのことが知的障害のある人の生活問題や課題の改善や解消に結びつき、生活の質の向上につながるものと考えられる。しかし、一方で、地域生活移行が進む中、入所施設支援に代わる地域生活支援に係わる専門職員の専門性とは何なのか、また専門職中心の支援自体が一般市民からの理解や支援を遠ざけている結果になってはいないか、などその専門性に対する疑義も少なからず存在しているのではないかと考える。さらに、これまで論議されて続けている施設職員の専門性やこれまで提供されてきた施設

サービス支援の十分な検証と反省がなされないまま、地域生活支援における価値や方法が論じられることは、施設における従来からの問題を同様に引き起こす結果となる可能性が高いと考える。

そこで本研究では、知的障害のある人に係わる社会福祉専門職、その中でも支援の中心的な役割を担ってきた施設職員について、専門職としての専門性に関する先行研究の分析と整理を通して明らかにしたい。そのことにより知的障害のある人に関わる社会福祉専門職としての存在意義や専門性について明らかにしようとする、今後の研究の端緒になると考える。

Ⅱ 知的障害のある人に係わる社会福祉専門職に関する先行研究の概観

知的障害のある人に係わる社会福祉専門職に関する研究は、その蓄積が非常に少ない。ここでは、知的障害者施設職員の専門性をテーマとする論文等について概観しておく。

今回、「知的障害」「専門性」のキーワードにより国立情報学研究所のGeNii（学術コンテンツ・ポータブル）において検索した結果、CiNii（論文情報ナビゲータ）に関する論文が44件該当した。そのうち社会福祉専門職とりわけ施設職員に関する論文は5件であり、他の多くは特別支援教育に関するものであった。またKAKEN（科学研究費補助金データベース）に関する論文が45件該当したが、やはり特別支援教育に関するものが多く、ほかに心理学やリハビリテーションに関するものが散見されるものの、社会福祉専門職とりわけ施設職員に関する論文は0件であった。

また厚生労働省所管の厚生省心身障害研究（1975年度～1997年度）及び厚生労働省障害保健福祉総合研究（1997年度～2011年度）の中から知的障害者施設職員やその専門性に関する研究報告を拾い上げると、5件の研究が

該当し、施設職員のマンパワーや養成研修に関する報告が見られた。

さらに知的障害者施設職員の専門職団体である、財団法人日本知的障害者福祉協会の機関誌である「さぼーと」（2002年3月までは「A I G O」）の中で、支援費制度が導入されようとしていた過渡期から現在までの期間（2001年度～2011年度）において、施設及び施設職員の専門性を特集したものを拾い上げると4件が該当していた。措置制度から契約制度に移行する過程で、これまでの施設及び施設職員の役割や専門性をふりかえりながら、新たに求められる役割や専門性について論じたものが多かった。

社会福祉専門職の研究において、秋山智久は「専門性」「専門職性」「専門職制度」の3つの概念を用い分析することの重要性を指摘している¹⁾。前述した知的障害のある人に係わる社会福祉専門職の研究を概観した場合、さきの3つの概念を明確に区別して論じられてきたとは言い難い。しかしながら、「専門性」の要点は、学問・研究レベルにおける「専門的価値」「専門知識」「専門技術」を中心とした理論的体系を指し、「専門職性」の要点は、職業レベルにおける業務内容の確立や養成研修を、「専門職制度」は制度・システムレベルにおける配置基準や資格制度、専門職団体などを指している。このことから、本稿では、この3つの概念に含まれる要点を援用し、(1)「専門性」の要点である理論を主なテーマとしている論文(2)「専門職性」の要点である養成研修を主なテーマとしている論文(3)「専門職制度」の要点である専門職団体がその機関紙に掲載している論文、の3つに分類し施設職員の専門性に関する先行研究を分析整理し、何がそこで論じられてきたかを論点整理した上で、「専門性」「専門職性」「専門職制度」の3つの概念の観点から、先行研究の到達点について考察していきたい。

Ⅲ 「専門性」の要点である理論を主なテーマとしている論文

金子晃之は「知的障害者施設における援助技術の原理的問題と権利擁護の課題」（2000年）において、知的障害のある人への「援助技術が他者による計画的なものだという点によって、援助の受け手の主体性は限定されたものとならざるをえず、利用者と職員との対等性も成立しない²⁾」とし、その援助原理から起こる援助関係の根本的な問題を指摘している。施設職員の重要な役割であり専門性を発揮する個別支援計画の策定及び実施が、援助関係の対等性から見て、利用者側の生活の主体性を限定すると考えるならば、その専門性自体を否定せざるを得ないということになる。そうならないためにも、利用者本人及び家族の援助過程への参画と「職員の主体性及び利用者・家族の客体性が、援助技術を放棄しない限り原理的に発生し続けるという認識を基底に据える³⁾」ことが重要だとしている。これらの指摘は、社会福祉専門職の専門性を考える上で、根源的な問題と課題を提示しているといえる。

田中智子は「知的障害者入所施設における『基本的生活』支援の専門性」（2006年）において、生活支援員に対しての業務に関するインタビュー調査を通じて、知的障害のある人の生活において、「『労働の場』『余暇の場』『基本的生活の場』という生活の3つの側面をそれぞれに充実させることが、利用者の生活の質をトータルに高めることにつながる⁴⁾」としている。その中でも自分自身の生活を組み立てるプライベートな部分としての「『基本的生活』を成立させるための前提条件として、『生活の視点からの健康管理』『利用者の生活環境の安定』『予防的介護による生活の安定』という3つの要素が必要である⁵⁾」とし、それが専門職員としての主要な業務であり、専門性を発揮するところとして

いる。そのひとつとして、生活支援員が利用者の些細な変化に気づくことの重要性を上げてはいるが、専門性の内容とともにその具体性には乏しいといえる。

保積功一は「知的障害者施設の役割と職員の専門性を巡って」（2008年）において、戦前から戦後にかけての施設機能の変遷を概観した上で、今日求められる施設職員の専門性について論じている。施設機能の変遷については、戦前の社会的隔離及び施設収容保護の思潮の中で、福祉的機能（要保護児童の収容保護）と教育的機能（治療教育の開始）を担っていた施設が、戦後、発達保障の視点を加えながら治療教育の本格化と終身保護（コロニー政策）の役割を経て、国際障害者年（1981年）を契機として、在宅福祉・地域福祉の拠点施設としての役割、さらに地域生活支援のための新しい役割を担っていることを論じている。また今日求められる施設職員の専門性については、時代のニーズに対応した施設の有り様を検証し、施設利用者のニーズに応えうるサービスの提供の在り方や今後の地域ニーズの実態に即した取り組みが求められ、知的障害者を権利の主体者として尊重しながら、もう一度、個を丁寧に見つめなおすことが必要であるとしている⁷⁾。これらの指摘は、現在、地域生活支援を中心としたサービス体制に移行しつつある状況から見ても重要な指摘である。しかし、これまでの施設及び施設職員の専門性が何であったのか、そしてその問題点に関する問いに対しては十分な答えを得ることは難しい。

植田章は「障害者自立支援法による福祉実践の専門性の解体」（2008年）において、知的障害者入所更生施設における業務調査を通して「障害者支援の特徴や固有の専門性について浮き彫りにし、暮らしの場を支える機能と専門性を確立することが、利用者の生活をより豊かに支援することに結びつくこと⁸⁾」としている。知的障害者施設職員の専門性とし

では、利用者への複眼的視点をもちつつ瞬時に情報収集やアセスメントをした上で、利用者だけでなく周囲の環境を視野に入れた対応⁹⁾が必要であることをあげている。これは、施設職員に対してソーシャルワークの視点が求められているという指摘として重要である。さらに、障害者自立支援法の導入による報酬単価の設定や職員の配置基準が、施設職員の労働形態や専門性の解体につながっている¹⁰⁾ことも指摘している。施設職員の業務が経験の積み重ねと学習・習熟の過程が不可欠であることを考えると、その専門性の前提条件となる勤務条件や形態の基盤が非正規職員の増大などにより崩れていることが考えられる。しかし、筆者も指摘しているとおり、知的障害者施設の「くらしの場を支える機能とその専門性について十分に論じることができなかった¹¹⁾」ために、専門性については具体的には明らかにされていない。

これらの論文からは、知的障害者施設職員の業務内容や支援内容を分析した上で、その重要な要素や専門性を考えるための視点に関しては論じられてはいるものの、その専門性の構成要素である「専門的価値」「専門知識」「専門技術」について十分に明らかにされているとはいえない。また、知的障害者福祉の専門性を検討する際の独自の視点についても論じられてはいない。

IV 「専門職性」の要点である養成研修を主なテーマとしている論文

これまで知的障害者施設のマンパワーや職員養成については、「厚生労働省障害保健福祉総合研究」において、いくつかの報告書が出され、知的障害のある人に係わる専門職員は施設を中心として「専門職としての特定性（特殊性）が全面に出された形で養成・研修が位置づけられてきたのではないか¹²⁾」（1993年度：北沢清司研究）との指摘や「施設長や

個々の職員の思潮・目的意識及び個人的努力などによって仕事の専門性が担保されている構造にある¹³⁾」（1996年度：古川弘研究）といった指摘などから、その専門性に関して疑義が少なからずあるとしている。

1998（平成10）年度に行われた『専門職及び関連職種養成研修のあり方に関する研究』（主任研究者：柴田貞雄）の中の「知的障害に係わる専門職の養成研修」（分担研究者：中野敏子）において、知的障害の特定性が前面に出される形で研修・養成が位置づけられてきたこと、知的障害福祉関連職種への決定的な専門性の方向性は見えていないこと、専門職構造とサービス機能との関係性が整理できていないこと、などの問題点を指摘している。その上で、知的障害者施設職員の専門性や要件資格が明確でないこと、地域生活支援の必要性の広がりの中でソーシャルワーク機能が求められていること、などから専門職養成の検討が必要であることを指摘し、「知的障害のある人に係わる専門職員は障害をもつ人達も同じ市民として『特別を強調してきた専門職』から『普通を創造する専門職』への発想の転換が求められている¹⁴⁾」と言及している。

さらに2001年度～2002年度にかけて行われた『知的障害者施設における援助システムに関する研究』（主任：楠本欣史）の中の「知的障害福祉における職員養成とカリキュラムに関する実践的研究」（分担研究者：山本進）において、知的障害者施設運営責任者へのアンケート調査を通して、専門的な資格よりも職員¹⁵⁾の人格等の重視に対する意見が多いことについて指摘している。これは施設現場において、専門性が明確でないか、もしくは専門性に対する嫌悪感がある可能性を示唆しているともいえる。また、知的障害の基礎知識の教育がないまま直接援助に関わっている場合が多い現状¹⁶⁾についてもふれ、人格や人柄だけでなく専門知識や専門技術を身につけた施設

職員が対応すべきであると指摘している。さらに施設職員の「質的底上げや地域コーディネートに対するニーズと具体的・専門的技術に対するニーズの双方が境界線なく必要と感じられていると推測された」として「保護と自立更生が混然とした入所主流のままの日本の特性の反映」ではないかと問題提起をしている¹⁷⁾。

これらの論文から、研究が行われた時点では、施設現場において、資格要件や養成研修において専門職としての知識や技術が求められているものの具体的内容が明確になっておらず、一方で専門性に対して消極的な意見や姿勢があることも伺われる。また、知的障害という障害特性と施設支援に基づいた専門性から脱却し、地域生活支援やソーシャルワーク実践のための専門性が求められていることが理解できる。

V 「専門職制度」の要点である専門職団体がその機関紙に掲載している論文

『A I G O』第533号（2001年6月号）の「特集 施設に専門性はありますか」の中で、佐々木敏弘は「本来人間の生活すべてに関わる福祉の分野が科学としての位置づけをもたないままにきたということは、施設には専門性そのものが育ってこなかったということでもあろう¹⁸⁾」として、社会福祉学の根源的な問題から施設における専門性の存在について疑義を提示した上で、その専門性とは具体化を明確にすることとし「福祉サービスの利用者のニーズに対して、具体的にプログラムを作成し、その見通しを示すことである¹⁹⁾」と提起している。また松田博幸は援助専門職が「力」で利用者を抑えつけてしまう状況や、パターンリズム（温情主義）の現象をとらえ、これらの専門職支配の問題にふれ、「専門職支配から抜け出す専門性²⁰⁾」が必要とし、自己覚知と専門性の関係について問題提起し

ている。さらに「援助専門職が専門職支配から脱却するための鍵は、いわゆる当事者（本人）と呼ばれる人たちによる活動の中にある²¹⁾」として、当事者活動と専門性の関係性についても言及している。

『さぼ一と』第584号（2005年9月号）の「特集 職員の専門性と姿勢」の中で、三島卓穂は、施設職員の専門性について過去何度も繰り返し問われ続けていることに対して「施設の役割を歴史的に確認する必要がある。それが専門性を明らかにする。」²²⁾として専門性に関する研究方法としての歴史研究の重要性を指摘している。また日置真世は、障害特性や制度の知識、介護技術、当事者主体の支援などを専門性としてとらえることよりも、「人と人との関係づくり」を強調している²³⁾。それは施設という狭く画一化された人間関係が、利用者を弱い立場に追い込む関係性につながることであり、その打破のために広く多様な人間関係を育むことが必要であるとしている。さらに山口伸子は、制度改革の流れの中で施設生き残りのための最大の武器として「利用者の現状を的確に捉え、今以上の生活の質の向上を目的として展開される個別プログラムによる支援である²⁴⁾」とし、それが施設職員の専門性であることを示唆している。

『さぼ一と』第617号（2008年6月号）の「特集 今、あらためて入所施設を見つめ直す（1）－これまでの歩みから－」の中で、田ヶ谷雅夫は、戦後の入所施設が果たしてきた役割を総括し、施設の存在意義が喪失されつつある現状を憂いながら、「入所施設は本来、知的障害者の障害を軽減・改善する治療教育的使命を果たすべく位置づけられていた²⁵⁾」ことを確認している。その上で、「あらゆる知的障害者に対する治療教育の再認識と実践が、入所施設の未来の可能性の鍵となる²⁶⁾」として、治療教育こそが施設及び施設職員の専門性であることを強調している。確かにこれまで施設が果たしてきた治療教育の機

能は重要な機能の一つではあるが、「結果として、ソーシャルワーク機能との接点はほとんどみられない」²⁷⁾ことになりはしないか、十分な検証と論議が必要であると考え。

『さぼーと』第661号(2012年2月号)の「特集 現場の担い手をつくる人材育成」の中で、榊原典俊は、これからの施設は地域社会から求められ、「社会貢献」の視点をもって臨むことが重要であることを指摘しながら「障害者福祉に携わる職員も、地域をマネジメントする力が必要となります。そして利用者のソーシャルワークが幅広く可能になっていく」²⁸⁾として、地域を基盤とした知的障害者福祉におけるソーシャルワークの課題について言及している。また星名究は、日本知的障害者福祉協会が実施している知的障害者援助専門員養成通信教育の紹介の中で、専門性とは「基礎を積み重ねること」とし「その必要性は、正規職員やパート職員に関係なく求められる」²⁹⁾としている。

これらの論文からは、多岐にわたり施設職員の専門性が論じられており、時代の趨勢とともに論点が変わっていることが理解できる。しかしながら、専門職団体としての専門職制度や資格制度に関する論文は散見される程度である。また、施設職員の専門性として浮かび上がってくるのは、利用者のニーズに適合した個別支援プログラムの策定と実施、さらに地域社会を意識したソーシャルワークの実践、利用者主体への支援、の諸点であろう。またその専門性を追求する際に、利用者との関係性についても検討する必要があることが指摘されている。

VI 知的障害のある人に係わる社会福祉専門職に関する先行研究の総括

以上、本稿において、知的障害のある人に係わる社会福祉専門職、その中でも支援の中心的な役割を担ってきた施設職員について、

その専門職としての専門性に関する先行研究の分析と整理を行った。その結果を下記にまとめ、論点整理をしたい。

第一に、知的障害のある人に係る施設職員の専門性については、業務内容や支援内容を分析した上で、その重要な要素や専門性を考えるための視点に関しては論じられてはいる。第二に、施設職員としての専門性が発揮できる場面として考えられているのは、利用者のニーズに適合した個別支援プログラムの策定と実施、利用者への権利擁護、利用者主体への支援などがあげられるが、一方で従来の施設支援の中心であった治療教育に関する総括と課題が明らかにされてはいるとはいえない。第三に、知的障害という障害特性とこれまでの施設支援に基づいた専門性から脱却し、地域生活支援やソーシャルワーク実践のための専門性が求められている。第四に、施設職員の専門性を担保するための資格要件や養成研修において多くの課題を抱えており、その前提条件となる労働条件や形態などの基盤が揺らいでいるため、専門職員の確保が困難になっている。第五に、施設職員の専門性を考える際に、専門職支配や利用者との関係性などについて、当事者性の立場から検討することも重要であり、専門性や専門職の存在意義についても十分議論する必要がある。

また「専門性」「専門職性」「専門職制度」の3つの概念の観点から、先行研究の到達点について考察すると、まず「専門性」については、知的障害という「障害特性」からの専門性は論じられているものの、その構成要素である「専門的価値」「専門知識」「専門技術」については、体系的かつ論理的に明らかにされているとはいえない。次に「専門職性」については、明確に業務内容については論じられておらず、また養成研修のあり方についても具体的内容の論議がなされていない。さらに養成研修の活動を通して、専門性自体に対する否定的な意見もあることが伺え

る。最後に「専門職制度」については、知的障害に係る社会福祉専門職に関する制度や資格についての論文自体が非常に少なく、研究が進んでいない領域である。

VII おわりに

これまで、知的障害のある人に係る社会福祉専門職の専門性に関する研究の蓄積は非常に少ない。また「専門性」「専門職性」「専門職制度」という3つのレベルで明確に論じられることもあまりされてこなかった。さらに、これまで施設職員がどのように配置され、「専門性」「専門職性」「専門職制度」が形成され、現在に至ったかという歴史研究も極めて少ない。かつて精神薄弱者施設史研究において「従事者研究」³⁰⁾が行われていたが、「専門性」との関係で論じられていたのかは定かでない。その点についても今後検証していく必要がある。今後の本研究の方向性として、施設職員の「専門性」を論じる前に、より具体化したレベルである「専門職性」「専門職制度」の2点について、その時代状況や背景を探りながら、歴史的に研究を進めていきたい。そのことにより、これまで論議され続けている施設職員の「専門性」を明らかにする一助となり、従来提供されてきた施設サービス支援の十分な検証を行う事ができ、今後の施設職員の歩むべき方向性が見出せると考える。

引用文献

- 1) 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 114-118. 京都市: ミネルヴァ書房; 2007.
- 2) 金子晃之. 知的障害者施設における援助技術の原理的問題と権利擁護の課題. 社会福祉学. 2000; 41(1): 33.
- 3) 前掲. 金子: 36.
- 4) 田中智子. 知的障害者入所施設における『基本的生活』支援の専門性. 総合社会福祉研究. 2006; 26: 67.
- 5) 前掲. 田中: 69-71.
- 6) 保積功一. 知的障害者施設の役割と職員の専門性を巡って. 吉備国際大学社会福祉学部研究紀要. 2008; 13: 24-27.
- 7) 前掲. 保積: 28-32.
- 8) 植田章. 障害者自立支援法による福祉実践の専門性の解体. 佛教大学社会福祉学部論集. 2008; 4: 2.
- 9) 前掲. 植田: 9.
- 10) 前掲. 植田: 8.
- 11) 前掲. 植田: 16.
- 12) 分担研究者中野敏子. 知的障害に係わる専門職の養成研修. 専門職及び関連職種 of 養成研修のあり方に関する研究. 1999: 平成10年度研究報告書. 126.
- 13) 前掲. 中野: 126.
- 14) 前掲. 中野: 155-156.
- 15) 分担研究者山本進. 知的障害福祉における職員養成とカリキュラムに関する実践的研究. 知的障害者施設における援助システムに関する研究. 2002: 平成13年度研究報告書. 82.
- 16) 分担研究者山本進. 知的障害福祉における職員養成とカリキュラムに関する実践的研究. 知的障害者施設における援助システムに関する研究. 2003: 平成14年度研究報告書. 144.
- 17) 前掲. 中野: 83.
- 18) 佐々木敏弘. 制度が変わるように施設は変わるか—制度先行の今、入所施設に問われる中味—. A I G O. 2001; 533: 28.
- 19) 前掲. 佐々木: 28.
- 20) 松田博幸. 社会福祉領域における援助専門職の専門性とは?. A I G O. 2001; 533: 38.
- 21) 前掲. 松田: 39.
- 22) 三島卓穂. 地域障害福祉の拠点としての施設職員の専門性. さぼーと. 2005; 584: 23.
- 23) 日置真世. 関係づくりから始まる新しい専門性. さぼーと. 2005; 584: 30.

- 24) 山口伸子. 今、現場に立つ私たちにできることは何か～個別支援プログラムの重要性～. さぼーと. 2005;584:39.
- 25) 田ヶ谷雅夫. 知的障害入所施設における治療教育の歴史と今日的意義. さぼーと. 2008;617:25.
- 26) 前掲. 田ヶ谷;27.
- 27) 中野敏子. 社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか. 192. 京都市:高菅出版;2009.
- 28) 榊原典俊. 明日の福祉を担う人へ. さぼーと. 2012;661:15.
- 29) 星名究. 人材育成・研修委員会が目指すもの. さぼーと. 2012;661:21.
- 30) 蒲生俊宏. 知的障害関係施設における従事者養成過程と史資料の整理保存のあり方に関する研究. 社会事業研究. 2009;48:38.

参考文献

- 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 京都:ミネルヴァ書房;2007.
- 中野敏子. 社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか. 京都:高菅出版;2009.
- 佐々木勝一. 障害者施設研究序説. 東京:学文社;2008.
- 鈴木良. 知的障害者の地域移行と地域生活. 東京:現代書館;2010.
- 寺島正博. 障害者の地域移行への援助. 東京:文芸社;2012.